

東邦銀行従業員持株会を通じた特別奨励金の支給について

東邦銀行（頭取 佐藤 稔）は、当行の従業員が当行株式を保有することにより、従業員の経営参画意識の高揚を図るとともに、当行の中長期的な企業価値向上に向け、従業員持株会を通じた特別奨励金を支給しますことのお知らせいたします。

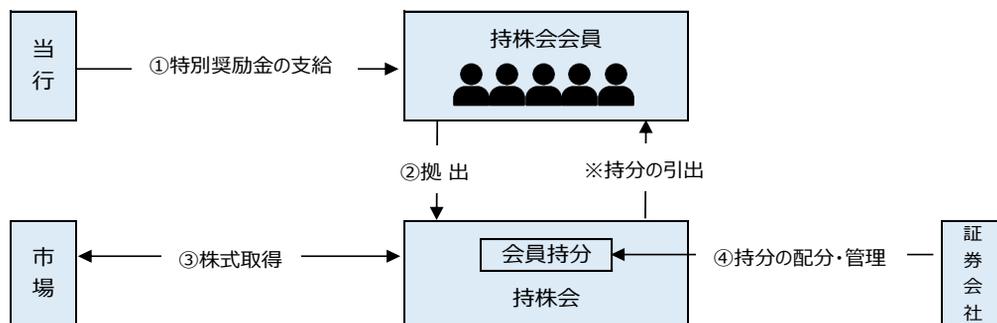
従業員持株会は福利厚生の一環として、従業員のライフイベントに柔軟に対応し、中長期的な資産形成に備えております。

今般、この考え方を更に推し進め、従業員持株会の会員を対象として当行株式取得を目的とした特別奨励金を支給するものです。

多くの従業員が当行株式を保有することで、従業員の経営参画意識の高揚を図るとともに、当行の中長期的な企業価値の向上を目指すものです。今般の特別奨励金支給を契機として、従業員持株会未加入の従業員に加入を促すことで、より多くの従業員が株主の皆さまと中長期的な企業価値向上につながるものと考えております。

記

1. 本スキームの仕組み



- ① 持株会加入者に特別奨励金を支給。
 - ② 特別奨励金分を従業員持株会にて抛出。
 - ③ 従業員持株会にて特別奨励金をとりまとめし、当行株式を市場から買付。
 - ④ 買付した株式は、証券会社を通じて、従業員持株会内で加入者毎に配分・管理。
- ※加入者毎に配分された当行株式は、個人名義の証券口座に任意に引き出すことが可能。

2. 本スキームにおける当行株式の付与

従業員持株会会員に対し、当行株式取得を目的とした特別奨励金を支給します。割当先となる持株会の概要は以下のとおりです。

- (1) 名 称 : 東邦銀行従業員持株会
- (2) 所 在 地 : 福島県福島市大町3-25
- (3) 理 事 長 : 遠藤 幸喜
- (4) 保 有 株 数 : 9,575,007 株 (2024年6月30日現在)
- (5) 保 有 比 率 : 3.79 % (発行済株式数に対する比率)

3. 特別奨励金割当条件

東邦銀行従業員持株会会員であること。

以 上



東邦銀行グループでは、『サステナビリティ宣言』を制定し、グループ全体で地域経済の活性化や社会的課題の解決に向けた取組みを通して“地域社会に貢献する会社へ”を目指しています。

【本件に関するご照会先】

人事部厚生課 末永・早川 TEL: 024-523-3138